

都市公園の賑わいづくりの実態と展望に関する研究
～官民パートナーシップによる公園の再生事例を通して～

A Study on the Way to Produce Activities in Urban Parks through Public-Private Partnerships

16146 中村 元

It is indispensable for regeneration of a city to have various activities in open spaces; urban parks are especially important for their shapes and degree of their prevalence. In these days, however, urban parks are often recognized as the places for crimes and temporary housing for homeless people. There are several municipal governments that try a variety of approaches to produce people's activities in urban parks through public-private partnerships recently-in this paper, latest case studies for such urban parks are shown to give analysis of present conditions and development of the park uses. The conclusion is as follows: it is significant to admit various uses in the parks that are easily accessed by people, such as integrally development and management with the adjoining land and sectionalized uses to embrace different types of activities. Meanwhile, more administrative controls should be delegated to local governments in order to carry out such flexible uses of urban parks.

1. はじめに

1.1. 背景及び目的

街の活性化には、その外部空間に於ける賑わいづくりは欠かせない。都市部に於ける外部空間は、その所有や根拠法などの違いによって様々な形態によって整備されてきているが、中でも、都市公園などの公共空地の活用は公物管理法などの制約が強く、いまだ管理優先となっており、その結果、犯罪の温床やホームレスの住処となるなど、その多くが都市において孤立した負の空間となっているのが実状である。

そこで、本研究では公共空地の中でも広場的な空間要素を持ち、かつ広く普及している都市公園について、その一般的な整備・運営の実態を整理し、さらに最近の官民パートナーシップによる都市公園の再生事例を通して、都市公園における賑わいづくりの実態と展望について考察することを目的とする。



図1: 論文の構成

1.2. 既往研究

外部空間における賑わいづくりに関連する既往研究としては、以下のようなものがある。

公共空地での私的活動を扱ったものとしては、露店を扱った上原¹、ストリート・フォーマスを扱った阪田²などの研究がある。商業機能と外部空間の関係性については、戦災復興の頃に盛り場論の中で Shopping Center と広場の役割について論じた石川栄耀³による研究があり、最近では三浦⁴が広場の空間的な考察を行った研究で広場周りの用途について分析しているもの、青柳⁵や土田⁶による民地のオープンカフェと道路との関係性を扱った研究などがある。

また、公園については、緑地や空地として扱ったものは多いものの、賑わいづくりについては渡辺⁷による社会実験についての研究があるが、その数は少ない。

2. 公共性の定義

公共空地での賑わいづくりにおいて、「公共性」の捉え方は重要となる。そこで、まず「公共性」の性質について定義をし、その上で「公共サービス」を担う主体がどうあるべきか、について考察する。

2.1. 「公共性」の性質

宮脇氏⁸は、民間サービスは、利潤の確保という明確な単一の目的があるが、公共サービスは、1つの価値付けだけでは説明しきれない「多属性」があると指摘している。

また、宮本氏⁹は、公共サービスと民間サービスとの違いとして、排除性・競合性の有無、の2点を提示している。だが、完全に非排除性・非競合性を有しているものは、「大気」の類のみであり、公共サービスが否かは、二者択一ではなく、「混合的性格」を有していると指摘している。

さらに、中井氏¹⁰は、モノが足りない成長時代からモノは充足した成熟時代へと移り、「公共」のあり方も、国益などの大公共優位から景観整備や地域活性化などの小公共が国レベルの大公共と同等の時代になったと指摘している。

2.2. 「公共性」を担う主体

「公共性」の多様な判断軸を考慮しようとする、結果的にその「公平性」を求め、「均質化」が進む。それを防ぐには、「分権」などによる、多様な決定主体の実現が必要と青木氏¹¹は指摘している。また、混合的性格を踏まえると、これまで全て行政が公共サービスを担ってきたが、今後はその混合度合いに応じて官民パートナーシップによる供給へと変えていく必要が指摘されている。

2.3. 小結

これまで明治以来の日本は大公共を最重視することで、効率的に公共サービスの充実を実現してきたが、これからは、本来「公共」が持つ多属性及び混合的性格を重視して官民パートナーシップによる公共サービスをしていく必要がある。

「公園」は、自然環境が重要なところ（高密な住宅地）もあ

れば、賑わいが重要なところ（駅周辺）もあるように、「地域性」が大きく、その整備・管理も地域密着が必要と考えられる。

3. 都市公園などにおける賑わいづくりの変遷

3.1. 外部空間における賑わいづくりの変遷

3.1.1. “みち”における賑わいづくりの始まり

モータリゼーションの急激な進展に伴い歩行者は、“みち”から追い出されていた。しかし、1970年前後から“歩行者”への“みち”の復権が図られ、歩行者天国の実施（1970年）やモール化（1969年旭川買物公園で日本初のモール化実験）などが進められた。

3.1.2. 民間商業施設における外部空間重視の流れ

日本の商業施設は、1966年の銀座ソニービルの公共への土地の開放に始まり、1980年代には店舗の複合化にあわせて商業建築におけるパブリックのあり方を提案した作品¹²が現れ始めた。さらに、バブル崩壊後の1990年代以降は、より屋外を重視した開発が増え、入り隅み空間¹³を創ったり、商業施設と外部空間をうまくつなげたりと外部空間の賑わいづくりを重視した作品¹⁴が増えてきている。

3.2. 小結

このように、最近都市部では民間による公開空地などの外部空間の賑わいづくりが進められているが、公共空地における賑わいづくりは商店街のモール化があるのみであった。しかし、あくまでも道路であるモールは、通行機能を妨げないことが第一のため、その形状や活用に限界がある。

以上からも、都市部にも多く普及している「公園」は、その賑わいづくりが必要であり、その実現には、商業活動などの民間とのパートナーシップが重要と考えられる。

4. 一般的な都市公園

公園が「誰にも使われなくなってしまった」¹⁵原因は何か、宮城氏¹⁶は、その要因として、事業主体（多くは自治体）に、公園=緑地などの「公園はかくあるべし」というイメージが先行していると指摘している。また、行政財産としての制約や自治体の財源の弱さといった背景のもと、国の過剰な関与によって、画一化が進められたことも重要と考えられる。従って、大きくは以下の2点が挙げられる。

1. 「公園らしさ」=「緑地」のイメージの硬直化
2. 「地域性」よりも「公平性」を重視

4.1. 都市公園の目的（都市公園法）

建設省都市局公園緑地課監修の「都市公園法解説」において、都市公園の本来目的として以下の項目を挙げている。

- 都市を緑化し、都市景観の改善する
- 公害の防除等を行い都市環境の向上を図る
- 空地を確保し、防災に資する

- レクリエーションの用¹⁷に供する。

- 都市住民の情操の純化、健康の増進、教養の向上

これらの目的に合わない施設や行為は、原則禁止しているのが、都市公園法である。これまでは、前3項目に偏り、「存在」重視の公園施策であったが、最近の新しい動きは、後2項目を重視した「活用」重視と言える。

4.2. 公園の硬直化と均質化

戦後の日本では、法律等による保障のなかった公園が不法占用などにより荒廃し、壊滅したものも少なくなかった。そのような背景のもと制定されたのが、都市公園法（昭和31年制定）と「都市公園等整備緊急措置法」（昭和47年制定）である。それゆえ、「都市公園法」は主に、公園管理の統制を目的としており、「都市公園等整備緊急措置法」は、長期計画実施を規定し、公園整備の統制・量の充実に図っている。

また、急激な都市化・高密度化を背景に、公園は貴重な自然及び空地として重視されてきたため、その独立性が強く求められ、私的占用に対しては非常に厳格な整備・管理要件が規定されており、公園施設についても、細かく指定されている。



図2：近隣公園のイメージ絵

4.3. 公園整備・管理への国の影響について

都市公園の整備・管理については、先述のような背景のもと制定された都市公園法により、その設置・管理の全国での統制を実現するために、国庫補助金、報告義務、などを通して、実質的に自治体の自由な裁量を狭めているのが現状である。

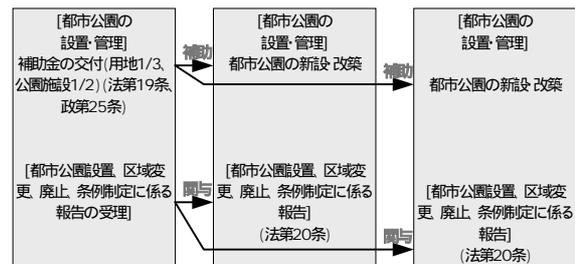


図3：都市公園の設置・管理における国の影響

4.4. 公園の占用許可について

公園では先述のように、施設や行為について多くの規制がなされている。ただし、目的によっては“管理者”が必要と認めれば、期間等を厳格に制限した上で「占用物件」として許可できるとし、都市公園法第6条、施行規則第3条にてその「手続き」などについて定めている。

その占用許可の運用基準の詳細は、都市公園法及び条例では規定しておらず、自治体の内規に定められている。内規にて、営業行為を伴う場合には、その目的として公共性及び公益団体の主催・共催を求める規定があるのが一般的である。

4.5. 公園隣接敷地について

公園とその隣接敷地との関係に関する規定は、公園側には、公園の“安全性”及び“独立性”の確保のための規定が見られる。1つは、車道との境界について、柵や植栽等で物理的に仕切ることが規定しており、1つは、便益施設について、その出入口を外周に接して造ってはならないとしている。対して、隣接地側については、建築基準法にて、容積率・建蔽率の緩和要件があるのみであり、公園とその隣接敷地との“仕切り方”に関する明文化された規定は条例・内規にもない。しかし、下表の例のように、口頭レベルで、公園に向けて出入口を造る事を実質的には禁止しているのが、現状である。

	従来の対応	今後の構想
東京都	公園隣接敷地においては、出入口を公園に向けて造らないように指導。「公園は個人の庭ではない」	変える予定なし
広島市	特になし	現在、作成中の都市公園再生構想において、商業施設と公園を一体的に整備する構想あり
海老名市	特になし	全体的な動きはない

表1：公園隣接敷地の公園との境界の仕切り方の指導

4.6. 公園の賑わいづくりに関する国の最近の施策

4.6.1. 中心市街地活性化広場公園制度の創設

中心市街地活性化施策の1つとして、1998年度に創設された。これは、対象地域を商業系用途の地域とし、公園をイベント等を行う交流拠点等の場として位置付けている。従来の公園とは異なり、立地を意識し、かつ賑わいの場としての公園づくりを目指したものの¹⁸である。



図4：中心市街地活性化広場公園制度イメージ絵

4.6.2. 統合補助金制度の創設

2000年の「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律」において、都市公園等統合補助事業が創設された。これは、具体的な事業箇所・内容を国庫補助申請の際に、決定したものを、その後変更可能としたものであり、市町村のより主体的な整備を可能にしたものである。

4.7. 小結

4.7.1. 公園の賑わいづくりのための課題

本章の考察より、公園において賑わいづくりをするには、以下の3つの課題があると考えられる。

1. 公園内に於ける自由な活動の制限
2. 公園内に於ける施設の制限
3. 隣接敷地との「つながり」の欠如

4.7.2. 自治体の裁量に任されている事項

このような課題がある一方でその詳細の決定はかなりの範囲まで自治体の条例や内規に委ねられており、以下のような事

項については、自治体次第である程度可能なことも分かる。

1. 占用許可の柔軟な運用基準の設定。
2. 民間事業者の公園施設設置・管理への参加。
3. 公園と公園隣接敷地との一体的整備。

5. 先進事例

5.1. 最近の公園における賑わいづくりの概要

商業活動などの民間活力を活かして、公園等の公共空地の賑わいづくりをする方法は、幾通りか考えられる。まず、その商業活動の導入方法の違いによって、以下のような3つの方法に大きくは類型化できる。

1. 公園もしくは広場（行政財産）と財産形態を分け、店舗部分のみを「普通財産」とする方法
2. 公園における設置管理許可、占用許可の運用基準の緩和や工夫による方法
3. 公園単独ではなく、その隣接敷地を一体的に整備活用する方法

このような最近の試みの中でも、より応用の幅が広く、新しい試みであると考えられる方法の異なる3事例について、さらに具体的に調査・分析を行い、その課題と可能性を考察する。

	形態	特徴	備考	事例
普通財産	管理委託	使用料は自治体の収入。管理費用は管理受託者に対して実費精算にて交付。		けやきひろば店舗部分（広場部分は行政財産）
	貸付 自治法第238条の5第1項	収入・費用とも借受先に帰属。低廉・無償貸付には議会議決が必要（第237条第2項）。		長崎出島ワーフ店舗部分
公園	都市公園の設置管理許可 都市公園法第3条第1項	収入・費用とも設置者・管理者に帰属。	民間事業者でも可。	瀬西臨海公園大観覧車
	都市公園の占用許可 都市公園法第6条	収入・費用とも設置者・管理者に帰属。	民間事業者でも可。	・栄公園地区広場店舗部分 ・オープンカフェ美咲（広島市） ・屋台（福岡市） ・潮風公園イベント
民有地	隣接敷地などとの一体的整備	収入・費用とも設置者・管理者に帰属。	民間事業者でも可。	・アロマスクエア ・扇町キッズパーク ・ピナウォーク（海老名市）

表2：商業活動の導入方法の違いによる事例の類型

5.2. 先進事例1 ～海老名市・ピナウォーク～

5.2.1. 協力体制の構築

小田急電鉄（株）では沿線開発の一環として海老名駅前の土地を昭和39年より取得してきたが、低未利用地のまま広がっていた。その間、何度かの計画・構想を経て、平成8年小田急により、「海老名駅前総合土地利用計画」が海老名市に提出された。この計画が、現在の施設のもととなっている。

その後、市の側でも総合基本計画に小田急の計画を位置付け、「駅周辺整備室」も発足させ、平成9年には市と小田急の間に協定が結ばれ、官民パートナーシップによる公園と商業施設との一体的な改修・整備が実現した。

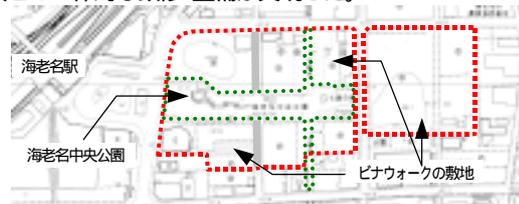


図5：海老名市中央公園とピナウォークの敷地（整備前）

5.2.2. 公園環境向上のための配慮

小田急により提出された当初の計画では、公園を囲む敷地全てに法定容積率いっぱいの箱型建築の大型量販店等を誘致するものだった。しかし、その後、「歩いて楽しい空間づくり」を図った小田急側の意向もあり、市との協議のもと、公園環境を向上させるため、小田急側は南側建物を中心に主に以下のような様々な配慮を行っている。

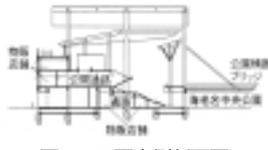


図6：公園南側断面図

- 南側建物のセットバック
- 南側建物のオープンモール化、1階部分に店舗設置。
- 2階レベル中心に公開街路の設置

	当初計画(平成8年時)		実際の計画	
	延床面積	テナント	延床面積	テナント
4,5街区	38,320㎡	大型量販店	36,154㎡	丸井 レストラン
6街区	13,530㎡	同上	14,904㎡	駐車場・専門店街
11街区	46,490㎡	大型「イカサカ」	57,152㎡	ライブレック、 駐車場、専門店街 (12,13街区分細目)
7,8,9街区	38,280㎡	大型専門店	18,170㎡	専門店街
10街区	10,160㎡	同上	4,644㎡	同上
合計	146,780㎡		131,024㎡	

表3：計画内容の比較



図7：平成8年時計画パース(左図)と竣工後の全景(右写真)

5.2.3. 公園の改修

施設側の配慮に対して、市の側でも様々な協力をしている。公園については、工事によって損傷した部分の改修を行う際に、公園利用者にとって利便性が高まるような配慮を行った。

- 低木主体で閉鎖的だった外周沿いの植栽を、高木主体の開放的なものにした。
- 植栽の足元を中心にベンチを増設。
- 上空占用を許可(公開街路が条件)

これらの改修費用は、原因者である小田急側が全額負担している。さらに、管理段階においても、従来からの管理費用の増分は小田急側に負担することとなっている。



図8：公園平面図(上図：改修前、下図：改修後)

5.2.4. 一体的利用について

一体的利用の現状

公開街路や公園にて各種イベント¹⁹が催されているが、そのうち、民地と公園を一体的に利用したイベントは、2割弱である。しかし、その頻度は徐々に高くなっており、さらに2002年9月には市が共催する市民コンサートを公園に面する施設内ステージを使って行うなど、一体的利用のニーズは高まりつつある。一体的利用が少ない²⁰背景には、公園の占用許可条件に公益団体の主催・共催が求められていることがある。

一体的利用のための工夫

また、イベントとは別に、大道芸を毎日施設内の公開街路で行っている。これも、小田急のみによる実施のため、パフォーマーは公開街路(民地)のみでパフォーマンスが許される。しかし、整備段階から公園との一体的な空間整備がなされた結果、買い物客だけでなく公園利用者も楽しみ、公園の賑わいにもなっている。



図9：公園に接する民地のステージ

5.2.5. 海老名市における新しい試み

1. 公園の敷地境界の“バリア”を取り除き、周辺敷地と物理的に「つないだ」。
- この結果、以下の2点が可能になった。
2. 隣接商業施設を実質的な公園の“便施設”としての機能を持たせた。
3. 公園と隣接施設の空間を一体的に利用する活動を可能にした。

5.3. 先進事例2 ～広島市～

5.3.1. 背景及び概要

広島市では、戦災復興土地区画整理事業により、公共空地が十分に整備され、さらに緑地としての魅力向上のためのハード整備は進められてきた²¹。しかし、公園利用者の約4割²²はトイレ利用であるなど、公園で活動する人はまばらであった。このような状況に対して、新たなハード整備よりも、その有効活用を重要課題として位置付け、都心部の公園等における賑わいづくりに取り組んでいる。

5.3.2. 段階的な実施

市では、1998年より社会実験に取り組み、その後、観光事業として位置付け、さらに2002年からは市民活動を支援している。このように、徐々に市民を取り込み、市民主体へと段階的に公共空間の賑わいづくりを進めている。市主体で行った箇所は、平和大通り、元安川河岸緑地、東新天地公共広場、西新天地公共広場の4箇所である。京橋川河岸緑地は、地元自治会主体の活動を市が支援しているものである。

	主体	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	会場
カフェテラス倶楽部 平和大通り	市民団体	●									道路(緑地帯)
オープンカフェ 平和大通り	青年会議所 (地元企業の協賛)		●								道路(緑地帯)
平和大通りオープンカフェ				●							道路(緑地帯)
元安川河岸緑地 オープンカフェとカフェテリア	実行委員会(広島市)				●						河川区域&公園区域
	公共広場						●				公共広場 (公園に隣接する管理)
京橋川河岸緑地	地元自治会						●				河川区域&公園区域

表4：公共空間の有効活用実験の実施経緯

5.3.3. 公園内の営業行為実現のための工夫

市が主体となって始めた初年度は、市主体で構成した公益目的の“実行委員会”を創設し、その実行委員会が営業を伴うオープンカフェなどの運営も直接行った。しかし、この初年度の実験は市民の反応は良かったものの、地元飲食業者から客を奪ってしまうなどの問題が生じた。

そこで、次年度からは、観光事業に位置付け、オープンカフェは、コンペ方式によって民間業者2店を選定し、運営を委託する方法を採用した。

これは、占有許可を公益目的である実行委員会が受け、営業行為を民間に委託する事で、道路緑地帯及び公園内に於ける実質的な民間営業を実現した。また、この営業行為で得た収益は、収益のないギャラリーなどの運営費用に還元することで公共性の確保も図っている。

5.3.4. 現在の動き ~地元主導へ~

また、この市による実験・事業に影響を受け、京橋川河岸緑地で地元自治会により始められたオープンカフェ実験では、隣接するホテルに飲食業の営業委託をし、その収益は自治会などによるまちづくりの運営資金に還元する方式で行っている。また、当初は公共空地のみで実施していたが、徐々に周辺と一体的な利用を図ってきている。さらに将来構想では、周辺施設との一体的な整備や運営を進めることで、交流拠点としての賑わいづくりを進める計画もある。

5.3.5. 広島市における新しい試み

1. 公共用地における実質的な“営業行為”を実現した。
2. 市民の“体験”の場をつくる事で、社会的評価を得た。

5.4. 先進事例3 ~東京都~

5.4.1. 背景及び概要

東京都では、財政悪化などを背景に、都民・企業・NPO等との連携を視野に入れた都市づくりへの転換を図っている。

そのような中、建設局でも、既定の事業内容や取り組み方について都職員や都民にも意見を求め、2002年より民活・規制緩和の取り組みを試行実施し始めている。その他にも、文化振興や公園活性化の観点から個別の取り組みも進められてきた。これら一連の取り組みのうち、公園の賑わいづくりに関する主な取り組みについて以下で整理する。

5.4.2. ヘブナーアーティスト制度

従来

大道芸は、一般的な公園利用を妨げる占有行為として、基本的には禁止してきた。しかし、楽しんでいる人も多く、明らかに管理上の問題があると認められなければ、黙認していた。しかし、黙認での活動ゆえ、そこでトラブルが起きた場合、責任がとれない等の問題もあった。

新しい試み

楽しんでいる人も多く、ニーズがあることが認められ、かつ文化的な意義があるとして、管理者である東京都が事業として適正管理することで、通常公園利用との共存を図っている。また、その会場は、運用する中で徐々に広げている。

5.4.3. イベント許可の運用基準の試行的緩和

従来

国又は地方公共団体、それに準ずる公益団体の主催、共催が占有許可には義務付けていた。

さらに、物品販売を伴う場合、その目的はリサイクル運動や地方の活性化などの公益目的を必要としていた。

新しい試み

民間団体主催であり、かつ少々の営利行為を伴う場合でも、公園の活性化に寄与すると認められれば許可する方針で周辺に影響の少ない臨海地の公園にて試行的実施をしている。来年度には、試行結果を検証し、基準を策定しなおした上で、公園を選定し、本格的に運用を開始する予定である。

5.4.4. 民間による大観覧車の導入

従来

現在の東京都の内規では、公園施設の管理許可は、原則として、(財)東京都公園協会、(財)東京動物園協会 へのみ許可を許している。

さらに、公園施設の設置許可についても、原則として、国又は地方公共団体、かつその施設種類も、原則として、運動施設及び教養施設に限るとしている。

新しい試み

葛西臨海公園では、利用者減が続き、活性化が必要とされ、その周辺土地利用・利用者層にふさわしい施設²³の設置を検討した結果、利用者層の大半を占める家族連れのためには「遊戯施設」である観覧車の導入が適切と判断し、管理者ではその運営は困難ゆえ、万博などに実績のある「民間企業」に「但し書き」の解釈に基づいて設置・管理許可を出している。

5.4.5. 東京都における新しい試み

1. 公共性の保証を“公益団体”に求めず、自らの適正管理のもとで民間による設置・占有を許可した。
2. 適正管理、「すみわけ」による多様な公園利用の実現。

5.5. 小結

5.5.1. 賑わいづくりの各事例の特徴

各事例についてその新しい試みを整理すると、4.7.1で挙げた各課題に対して、以下のようなアプローチをしていることが分かる。

事例1：海老名市

整備段階から都市公園と隣接敷地の一体的利用を図るとともに、公園付属機能の外部化、空地の確保をも実現している。

海老名	自由な活動	民間による施設	隣接敷地
ハード			
運用基準の緩和	-	-	
その他の工夫	-	-	

事例2：広島市

公共空間における賑わいづくりに営業行為の導入を試行的に実施し、その後、自治会主導の取り組みの支援を行っている。

広島	自由な活動	民間による施設	隣接敷地
ハード			構想
運用基準の緩和			構想
その他の工夫			

事例3：東京都

形式的な公共性の枠を超え、民活・規制緩和による公園内の活動の多様化を図っている。

東京	自由な活動	民間による施設	隣接敷地
ハード			-
運用基準の緩和			-
その他の工夫			-

(: 取り組みを行っている、 : 副次的に取り組んでいる、 : 取り組みはしていない)

5.5.2. 公共性の保障に対する工夫

内規における運用基準について見てみると、海老名市、広島市では、基本的には公園の公共性の保証方法は変えていないが、東京都では、適正管理による公共性の新しい保証の方法を試みている。ただし、前者の2事例では、これまで制限していた行為を認めるための工夫をそれぞれ行っている。海老名市では、営業行為を伴う賑わいづくりは民地にて行い、公園にかかる維持管理負担の増分を隣接する民間が請け負い、建築的な配慮などを市の指導のもと実現している。また、広島市では、公益目的の実行委員会が占用許可を受け、「委託」という方法をとる事で、実質的な民間の参加を可能にした。

6. まとめ

6.1. 賑わいづくりの新しい試みの芽

公園の現状から、3つの課題(4.7.1参照)を指摘したが、最近の事例に見たように、以下の3点については自治体による賑わいづくりが実現できることが分かった。

1. 利用目的に応じた公園内での「すみわけ」による多様な公園利用の実現
2. 民間による公園施設の設置・管理によって、よりニーズにあった多様な施設運営の実現
3. 公園隣接敷地との一体的整備・運営による賑わいづくり

6.2. 公園の賑わいづくりへ提言

しかし、以上のような可能性が認められたものの、本研究で

取り上げた取り組みは、まだ特例的なものであり、現行法規では限界もある。更なる普及及び多様化を図るには、以下の3点の克服が特に必要と考えられる。

1. 受益者と負担者のつながりが曖昧な運営財源²⁴
2. 公平性重視による「公共性」の捉え方の硬直性
3. 多様な公園利用に対する社会的評価の未確立

このような課題を克服するためにも、事例のような実績を積み重ねていくことで、新しい公園のあり方に対する社会的評価を確立し、特に、以下の2点について法レベルなどに踏み込んだ試みを行うことで、地域のニーズにあった公園の実現を図ることが期待される。

1. 都市公園の立地に合わせた柔軟な占用許可、施設設置許可、一体的整備・活用の実現。
2. 受益地域の設定による公園の運営財源の構築によって利用者(受益者)と負担者の一致²⁵。

<補注>

- 1 上原佑貴、後藤春彦他「都市空間における露店の意義の再考 - 原宿表参道における出展の実態から -」日本都市計画学会学術研究論文集 313-318 2001
- 2 阪田昭一・柏原士郎他「繁華街におけるストリート・パフォーマンスの実態とその発生場所の空間特性」日本建築学会計画系論文集 第541号 123-130 2001.03
- 3 石川栄輝「都市計画に於ける Shopping Center の研究とその復興都市計画上の措置」都市計画 no.6 1953 他
- 4 三浦金作「広場の空間構成」鹿島出版会 1993
- 5 青柳瑞恵、堀繁「東京におけるオープンカフェの立地とデザインに関する研究」日本都市計画学会学術研究論文集 223-228 1996
- 6 土田淳一・横真真「施設型開放型飲食店舗における境界デザインと前面道路の関係の解明」日本都市計画学会学術研究論文集 751-756 2001
- 7 渡辺直・北原聖雄他「中心市街地の賑わい創出を目的とした公共空間利用実験-千葉市「都市景観フォーラム」を事例に」都市計画学会論文集 no.36 793-798 2001 他
- 8 宮脇享「公共集客施設を取り巻く現状と課題 - 『民業圧迫』批判の中で求められる新たな『公』の役割」月刊レジャー産業 2001.02
- 9 宮本憲一「公共政策のすすめ」有斐閣 1998
- 10 中井幹裕「明日の都市づくり」慶応大学出版会 2002
- 11 青木仁「なぜ日本の街はちくはくなのか」日本経済新聞社 2002
- 12 17年かけて1986年に完成した港区のアーケードビルズや日NHK跡地における特定街区を活用した日比谷シティなどがこの頃の作品である。しかし、これらはオープンスペースを創出しているものの、従来の公園に似た性格を持っていると考えられる。
- 13 芦原義信は「街並みの美学」(岩波書店 p.86-90)で、入り隅み空間の重要性を指摘している。
- 14 亀戸サンストリート(1997年開業)や新宿サントラ(1998年開業)などは、その外部空間を商業空間と一体的に創ることを非常に重視している。
- 15 現在の公園は、広島市の利用実態調査に見られるように、トイレ利用などの程度しか使われないものとなっており、中村政氏(「子供はどこで犯罪にしているか」晶文社 2000)が指摘するように、公園は犯罪の多発地帯となり、周辺住民にとってはむしろ迷惑施設が存在してしまっているのが実態である。
- 16 宮城俊作「中心市街地活性化に貢献する公園には『公園らしくない』ことが求められる」公園緑地 vol.58 p.11-14 1998
- 17 屋外に於ける休息・鑑賞・散歩・遊戯・運動その他、といった行為がレクリエーションの用として示されている。
- 18 その整備イメージ(文獻1)p.296-297より引用)においても、以下の2点などの変化が見られる。公園周りの建物や詳細に描かれている。(従来は、車道を示す線があるのみ)公園内についても植栽などの平面図だけでなく、人の使われ方を想定した絵に変わっている。
- 19 開業以来これまでの約9ヵ月間(2002.04.19~2003.01.19)に計68日間イベントが実施されてきた。そのうち、民地と公園を一体的に利用したイベントは、市など公益団体主催が、計8日間、小田急主催(地方公共団体など公益団体共催)が計4日間あるのみである。
- 20 その他のイベントは、小田急のみの実施や企業の販促イベントのため、公園の占用許可が降りないため、小田急敷地内のみでの実施となっている。
- 21 1957年に緑ヶ丘本部を設置し、1981年に「広島市都市美計画」を策定するなど、公共空間の景観の整備などが進められてきた。
- 22 広島市都市計画局による2000年実施の「公園利用実態調査」結果。また、この調査を踏まえて、現在広島市では市民主体の公園づくりによる地域コミュニティ形成の場となることを目指して「公園再生構想」を策定中である。
- 23 豊原監修公園に隣接して、TDLやロッテワールド(当時計画があった)があり、公園内には水族館があり、公園利用者も家族連れが多いという特徴があった。
- 24 公園の占用料は一般敷地に算定され、整備管理費はそれとは別に国庫補助と一般敷地によって賄われている。そのため、各公園独自の利用を図るには「公平性」などの観点から難しいと判断される傾向にある。
- 25 日本でも、既に港灣去による「港灣環境整備負担金」が導入されており、神戸市などで実施もなされている。海老名市の一体的整備も実質的に受益者負担による整備になっている。

<主要参考文献>

- 1) 建設省都市局監修 社団法人日本公園緑地協会編集「公園緑地マニュアル」改訂平成10年度版、
- 2) 広島市企画総務局企画調整課「公共空間の有効活用に向けて」2003.01
- 3) 東京都建設局「民活・規制緩和への取り組み」2002.04